

第2回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事録

1 日時

令和2年2月14日（金） 午後2時30分から午後4時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

構成団体 16 団体

【出席構成団体】（順不同）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、名古屋市、愛知県市長会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県

4 議事

- (1) あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について
- (2) 特定技能外国人の受入れ並びに外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について〔名古屋出入国在留管理局〕
- (3) 愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について〔愛知県〕
- (4) 構成団体からの情報提供等
- (5) その他

5 発言内容

（愛知県政策企画局 野村局長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第2回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます、愛知県政策企画局長の野村です。どうぞよろしくお願い致します。はじめに、愛知県の大村知事からご挨拶申し上げます。

（愛知県 大村知事）

はい、皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は、名古屋出入国在留管理局様を始め、構成団体の皆様方には、大変お忙しいところを、「第2回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。協議会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

愛知県には、現在、東京都に次いで全国で2番目に多い、27万人を超える在留外国人の方々が生活し、約17万人の外国人材の方々が働いておられます。特に技能実習生の数は日本で一番多いということがございます。働く方が多いということがございます。

そして、現在、外国人材を巡る状況は大きく変化しており、特に昨年4月施行の改正出入国管理法による新たな在留資格「特定技能」の創設は、今後5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人を受け入れることとされておりまして、各方面に非常に大きなインパクトを与えるものだと思います。

「特定技能」による外国人材の受入れは、現時点では、当初の想定ほどは進んでおりませんが、今後、制度の運用が進んでいきますと、間違いなく増えていくだろうと思います。その中で、日本一の産業県である愛知県では、さらに多くの外国人材が居住し、就労することが見込まれます。

そうした中、外国人の方の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実の3本柱が、これまで以上に重要になると考えられることから、「特定技能」の創設に先立ちまして、昨年2月に本協議会を設置・開催し、これまでにワーキンググループをそれぞれ3回開催しました。

愛知県は、これまでも外国人の方が安心して働き、暮らせる環境の整備や外国人の子どもの教育の充実など、全国に先駆けて様々な事業に取り組んでまいりました。2020年度には、日本語教育関係施策を総合的・体系的に進めていくため、「あいち地域日本語教育推進センター」を設置するなど、多文化共生社会の実現に向けた新たな取組を実施してまいります。こうした取組が十分に効果を発揮するためには、国や地方自治体、経済団体、労働者団体、支援団体の皆様との有機的な連携と情報共有が不可欠であります。

この協議会を通じて、現場の生の声などをお聞かせいただいて、皆様との連携を図ることで、愛知県の取組をさらに充実させるとともに、皆様の団体におかれても、それぞれの取組などにお役立ていただければと存じます。

そして、オール愛知で外国人材の適正な受入れと多文化共生社会の実現に向けて進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。構成団体の皆様には、ぜひ、こうした思いを共有していただいて、それぞれのお立場から、積極的な情報提供やご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、愛知県と名古屋市と名商さん達と、名古屋にある在外公館の支援の

協議会をやっておりますが、この同じ時間に、今年はASEAN 5 各国の大使をお招きして、ちょうどこの時間にフォーラムをやっているところでございます。そこで駐日本フィリピン大使とお話をしておりましたら、フィリピンはこの名古屋に 12 月に総領事館の暫定事務所を開設して、総領事館を造ることを決めて、人も配置しましたが、どこの場所に造るかを、今 3 か所くらいで選んでいるところということでございました。東京に大使館があり、大阪に総領事館がありながら、名古屋にも造るのはなぜか、ということをお他の大使にも説明していましたが、フィリピンのコミュニティが一番多い、東京よりも多い、愛知県はどんどん増えて約 4 万人いると、東京よりも多いので、ここが大事だということで、開設のためにぜひ良い所があったら紹介してほしいと言われていましたが、これからもそういう形で増えていくだろうと思っております。

同じく昨年 11 月にトルコの総領事館も、昨年 6 月の終わりの G20 の後にエルドアン大統領がこちらに来て私もお会いしましたが、愛知の企業は大変良くやってくれているからここに造るぞと言って、鶴の一声で造っていただきました。トルコ人の方はまだ 2 千人おられませんけども、普通は 5 万人以上いないと総領事館は造らないと外務省は言っていましたけれど、ありがたいこととございます。そういったことでさらに関係を深めていけたらと思っております。

いずれにしても、多文化共生社会の実現、外国人材が来てグローバル化が進むことは不可避だと思っております。そういう意味でこの協議会を、ワーキンググループを中心に、皆様としっかりと情報を共有していただいて、それぞれに連携をして、この地域を前に進めていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、名古屋出入国在留管理局佐野局長からご挨拶いただきたいと存じます。佐野局長よろしくお願ひします。

(名古屋出入国在留管理局 佐野局長)

どうも皆さんこんにちは。本日は、大村愛知県知事のご出席を賜り、誠にありがとうございました。また、関係省庁・関係機関・関係団体の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございました。さらには、愛知県庁の皆様方には本協議会開催にあたり、準備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

只今、ご紹介頂きました名古屋出入国在留管理局長の佐野でございます。「第2回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

愛知県をはじめ、東海圏には外国人の方々が多く生活されていると承知しております。今、知事からもご紹介がありました。そして、全国を見渡してみますと、外国人の中でも、とりわけブラジル人の方々が多いというのがこの東海圏の特徴であると、私はこのように理解しております。

ブラジルとしても、この東海圏を重視していると承知しております。ブラジルが、日本に総領事館が3つありますが、そのうちの2つを名古屋と浜松に置いているということがあります。それから、この2つの総領事館のいずれの総領事とも、実は「大使」の称号をお持ちであるということから見ても、ブラジルがここに非常に力を入れているということは表れていると思います。

日系ブラジル人の方々は、お子様と一緒に日本にて生活していらっしゃるケースが多いと承知しております。お子様の教育問題、特に学齢期のお子様の日本語教育に関心をお持ちのブラジル人の方々が多いという点が特徴的である、このように承知しております。

また、近年においては、全国的な傾向としてベトナム人の方々が増えている、東海圏においても同様の傾向にある、とも承知しております。

ちょっと数字を申し上げますと、全国で大体282万の在留外国人の方々がいらっしゃいまして、そのうち愛知県には、大体27万2千人から3千人が今いらっしゃるという状況にあります。ブラジル人については、全国で大体20万2千人弱ですが、愛知県はほぼ6万人いるという状況です。また、浜松にも1万人近くいるので、実は東海圏、つまり私の管轄は東海4県北陸3県ですが、その管轄全部で見ると12万人ということで、全国のうち6割がこの管轄圏内に固まっていると、しかも大体3割は愛知にいて、そんな状況にあります。

それからフィリピンの方についても、一昨年の暮れの数字ですけれども、約7万9千という数字で、多分今のお話ですと、また増えているという状況だと思います。それからベトナムについても、一昨年の状況で6万4千ですが、それよりもさらに、本当にこの近年急増しているということがあるので、ベトナムの方もかなり来ていらっしゃるというのが、全国的な状況であり、今申し上げた、7万9千とか6万4千という数字は東海4県北陸3県の数字ですが、そういったことで、この辺りに集中して外国人の方がいらっしゃるという状況にあると、承知しております。

愛知県におかれては、直面する課題に真摯に向き合いながら、多文化共生

社会実現に向けた先進的な取組を実行されている、と理解しております。本協議会も、出入国管理及び難民認定法改正後、全国に先駆けて直ちに取り組まれたものです。大村知事のリーダーシップに改めて敬意を表します。

政府においては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していくとの観点から、一昨年すなわち2018年12月に「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」を決定しました。さらに、昨年4月には、法務省入国管理局が出入国在留管理庁に組織改編され、多文化共生を責務として担うようになりましたが、それ以来1年が経とうとしております。昨年12月には、先ほど申し上げた総合的対応策の改訂版を取りまとめました。この改訂された総合的対応策においても、皆様方のご関心やご懸念に耳を傾けることが何よりも大切であるということは、第一に位置付けられております。

皆様方の置かれた個別具体的な状況を把握し、政策に結び付けるためにも、引き続き皆様方のご意見をお伺いしたいと思っております。以上、このことをお願い申し上げまして、私からの挨拶と致します。どうもありがとうございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。

ここで、大村知事と佐野名古屋出入国在留管理局長様は、次の公務があるため退席させていただきます。

本日の出席者でございますが、東海北陸厚生局様、中部経済連合会様、愛知県町村会様にご欠席されており、事務局の愛知県を含め16団体からご出席いただいております。出席者の紹介については、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしく願います。

議事に入ります前に、本日配付しております資料を会議次第にしたがって、ご確認いただきたいと存じます。もしご不足等ございましたら、お知らせいただけたらと思います。よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入りたいと存じます。

議事(1)の「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」でございます。事務局からご説明申し上げます。

(愛知県政策企画局企画調整部企画課 竹澤課長)

事務局を務めております、愛知県企画課長の竹澤でございます。議事(1)

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」、資料1により事務局からご説明させていただきます。

協議会には、3つのワーキンググループを設置しておりますが、資料1の1ページ目には、労働環境ワーキンググループ、生活環境ワーキンググループ、裏面の2ページ目には日本語学習・日本語教育ワーキンググループの開催概要や成果等について記載してございます。

各ワーキンググループの活動状況の説明については、それぞれのワーキンググループの事務局からご説明申し上げます。

(愛知県労働局就業促進課 岩井課長)

労働環境ワーキンググループの事務局の就業促進課長の岩井と申します。よろしくお願ひします。私からは、労働環境ワーキンググループのこれまでの活動状況についてご説明します。

資料1の中段にございますように、これまでに3回、会議を開催しました。3回の会議の全てにおいて、各構成団体から、実施中又は実施予定の事業の説明や、外国人材の状況に関する意見交換等を行うことにより、各団体が事業対象としている外国人材の労働環境に関する現況や、各団体の取組、施策等の情報を共有しました。

また、第2回会議において、複数の団体から相談窓口を設置しているとの事業説明があった中で、「どの団体がどのような内容の相談対応をしているのかが分かる窓口一覧の作成をしたら」という提案がありました。この提案を踏まえ、第3回会議までの間に、構成団体から情報提供をしていただきまして、案を作成して、第3回会議で提示したところです。

現在、労働環境ワーキンググループの各構成団体に対しまして、意見照会をしているところでございまして、それを反映した上で、ワーキンググループのウェブページで2月中の公開を予定しております。私からの説明は以上でございます。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 東松室長)

生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの事務局を務めます多文化共生推進室長の東松でございます。それでは、私からはまず、生活環境ワーキンググループの活動状況についてご説明します。

生活環境ワーキンググループについては、昨年度は1回、今年度は2回の計3回開催しております。毎回、愛知県や名古屋出入国在留管理局を始め、各構成団体における生活環境の整備に関する取組について情報交換や意見交換を行っております。

第2回のワーキンググループでは、災害時の外国人支援等について、有識者をお招きして講演を行い、平常時からの外国人対応を念頭に置いた災害の備えについて考える機会とさせていただきました。また、第3回のワーキンググループでは、県が作成した「早期適応研修カリキュラム」を紹介して、その活用について構成団体に働きかけを行うとともに、2008年に東海3県1市が地元経済団体の協力を得て策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の見直し案について報告させていただきました。

なお、当ワーキンググループにおける議論を通じて、外国人材等の生活環境整備に向けた構成団体間の連携を始め、ワーキンググループを活用した取組が進められております。具体的な取組としては、愛知県国際交流協会と名古屋出入国在留管理局、愛知労働局が連携し、「あいち多文化共生センター」に、職員を派遣して専門相談を開始した他、第2回ワーキンググループの基調報告を受け、愛知県中小企業団体中央会において、災害時の外国人技能実習生支援についてのセミナーなどが行われております。

続きまして、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの活動状況についてご説明します。資料の裏面をご覧ください。このワーキンググループは、生活環境ワーキンググループと、構成団体がほぼ同じでありますことから、2つのワーキンググループが合同で同日開催をしております。毎回、愛知県や名古屋出入国在留管理局を始め、各構成団体における日本語学習・日本語教育の取組について情報交換や意見交換を行っております。

第2回ワーキンググループでは、昨年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されたことから、国、地方公共団体、雇用主の役割について情報共有を行いました。

第3回ワーキンググループでは、名古屋外国語大学・名古屋大学名誉教授の尾崎明人先生に「日本語教育において企業に期待すること」と題して基調報告をしていただき、企業における日本語教育の取組について構成団体に働きかけを行っております。

なお、当ワーキンググループにおける議論を通じて、日本語学習・日本語教育の充実に向けた構成団体間での連携が図られております。具体的な取組としては、名古屋出入国在留管理局と東海日本語ネットワークが連携を図り、名古屋出入国在留管理局での外国人に対するアンケートの実施や、東海日本語ネットワークの他、東海三県の外国人支援団体がネットワークを作り、名古屋出入国在留管理局との意見交換などが行われております。

今後も、ワーキンググループでの情報交換を継続していくとともに、構成団体間での連携を深め、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

(愛知県政策企画局企画調整部企画課 竹澤課長)

議事(1)に係ります事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(2)の「特定技能外国人の受入れ並びに外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について」でございます。事務局からご説明をお願いします。

(名古屋出入国在留管理局審査管理部門受入環境調整担当 川上統括審査官)

名古屋出入国在留管理局審査管理部門受入環境調整担当の統括審査官をしております川上でございます。本日は、お忙しい中お時間をいただき誠にありがとうございます。

私からは、特定技能制度の運用状況と昨年12月に改訂されました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」についてご説明させていただきます。まず、最新の特定技能制度の運用状況についてご紹介します。

本年2月7日、出入国在留管理庁本庁が令和元年12月末現在での特定技能在留外国人統計を公表したところでございます。これによりますと、令和元年12月末現在での特定技能在留外国人は全国で1,621人、愛知県にはそのうち127人が住んでおります。

分野別を全国的に見ますと、飲食料品製造業分野での受入れが557人でトップ、次いで農業分野が292人、産業機械製造業分野が198人、素形材産業分野が193人と続いております。

愛知県だけの分野別を見てみますと、素形材産業分野が55人でトップとなっており、飲食料品製造業分野と産業機械製造業分野がそれぞれ24人で並んでおり、製造業分野での受入れが進んでいると言えるかと思えます。

また、昨年令和元年12月末現在で国内及び海外で実施された特定技能試験における合格者は5千人を超えているところでございます。試験の実施分野、海外での実施国についても着実に増加しております。今後、特定技能外国人の受入れはさらに進んでいくものと考えております。特定技能在留外国人の受入れ状況の説明については、以上でございます。

続きまして、総合的対応策の改訂についてご説明します。配付資料2をご覧ください。一昨年、平成30年12月25日に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」として126の施策が盛り込まれました。これが昨年令和元年6月18日に、喫

緊の課題となっている事項を中心に、内容を充実させるものとして、総合的対応策の充実策が取りまとめられ、これに沿って、昨年令和元年12月20日に総合的対応策が改訂されるに至り、全部で172の施策が盛り込まれた次第でございます。

まずはじめに、「外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組」についてでございます。これに関しては、特定技能制度の運用に関する様々なご意見を踏まえ、外国人材と企業とのマッチングの支援、地方創生推進交付金による地方公共団体への支援、特定技能試験の受験資格の拡大などの施策が盛り込まれております。

次に、「生活者としての外国人に対する支援」については、一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援の拡大ということで、全地方公共団体様への拡大ということと、共生施策を所管する各機関の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置をし、地方からの問い合わせへの対応、研修等の地方に対する支援の実施が盛り込まれております。その他、多言語自動音声翻訳技術に関する取組、やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学機会の確保などの施策が盛り込まれております。

また、留学生の就職支援強化を目的として、秋卒業者の国内就職を促進するための企業等の通年採用の促進や、就職内定者の在留資格の周知、留学生の多様性に応じた採用選考等に関するベストプラクティスの横展開などの施策が盛り込まれております。

最後に、「新たな在留管理体制の構築」として、留学生の在籍管理が不適正な大学等についての在留資格審査の厳格化、技能実習生の失踪防止の取組強化、また「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた法整備を含む措置の検討などの施策が盛り込まれているところでございます。

以上が総合的対応策の概要でございますが、先ほど、外国人材の円滑かつ適正な受入れ促進に向けた取組として申し上げました、技能試験の受験資格の拡大に関して、補足してご説明します。検討の結果、来年度令和2年度から試験の方針が変更され、その取扱いが大きく変わります。これまでの試験方針では、日本国内で受験できる者は、中長期在留者若しくは過去に中長期在留者として在留していた経験を有する者であり、過去に日本に中長期在留した経験がない方は、受験を目的に入国することができませんでした。これを、特定技能外国人材の受入れ促進のために、正規に在留資格を有する者であれば一律に国内試験の受験を認めるということで、特定技能試験に係る受験対象者を拡大することとなった次第でございます。既に法務省ホームページ上にも公表されておりますが、中長期在留経験がなくても短期滞在で入国して技能試

験を受けることが可能となります。注意点としては、令和2年4月1日以降に実施される技能試験から適用されるという点でございます。3月31日までに実施される試験には適用されないのが注意点でございます。改訂された総合的対応策については以上でございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関連した政府の取組について、情報提供させていただきたいと思っております。最近、中国で感染が拡大しています新型コロナウイルス感染症に関連して、入管に寄せられる相談として中長期在留者の方から中国への渡航に関する相談が多くなっております。

現状、新型コロナウイルス感染症が感染症法における指定感染症として定める政令が本年2月1日に施行されておりますので、新型コロナウイルス感染症の患者様は入管法上の上陸拒否事由に該当することとなっております。もっとも、入国時の手続上、上陸申請前に検疫手続が行われますので、感染症への罹患が疑われる方については、検疫所において所要の措置が執られるものと承知しております。

また、これとは別に、令和2年1月31日国家安全保障会議により決定され、閣議了解が行われ、本年2月1日午前0時から、当分の間、感染の有無に関わらず、入国、上陸申請の前14日以内に中国湖北省に滞在歴がある外国人の方と中国湖北省で発給された中国旅券を所持する中国人の方については、特段の事情がない限り、入国を認めない取扱いとなっております。

この点、中国湖北省に限定した取扱いでしたが、昨日、本年2月13日午前0時から、入国前14日以内に、湖北省の他に中国・浙江省に滞在歴がある外国人の方と中国浙江省で発給された中国旅券を所持する中国人の方についても同様の取扱いとなっております。その対象が拡大している状況でございます。今後の状況によっては再度取扱いの変更がなされる可能性がございます。

そのため、中国湖北省、浙江省に一時的に帰国したい方などからの相談に対しては、検疫手続において特別の取扱いがなされ、上陸申請手続ができない場合がございます。検疫手続を終えたとしても上陸申請手続においても特別な取扱いがなされ、再入国が認められない場合がございます。また日本に戻ってくることを前提にして出国されることをお考えであれば、しばらくの間、渡航自体を延期していただくように、入管として相談があればお勧めしている次第でございます。皆様におかれても、そういったご相談がありましたら、今のところは控えていただくというところで、ご案内いただければと思います。名古屋出入国在留管理局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(3)の「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 東松室長)

それでは、本県の外国人県民の状況を始め「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」、ご説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

資料の1ページ、「愛知県の外国人県民の状況について」であります。「1 外国人県民の数」にございますとおり、愛知県の外国人県民数は、昨年6月末現在、東京都に次いで全国で2番目に多い、27万2,855人と過去最高となっております。国籍別に見ますと、先ほどのお話にもありましたが、ブラジル国籍の外国人県民が最も多く、全国の約3割のブラジル人が愛知県に在留していることが特徴となっております。また、近年、フィリピンやベトナムなど、アジア圏を中心に多国籍化が進んでおります。

次に、「2 外国人県民の在留資格」についてですが、在留資格別の推移を見ますと、「永住者」が増え続けております。さらに、近年では「技能実習等」や、日系ブラジル人などの「定住者」、大学や専門学校等に在籍する「留学」も増加してきております。資料右側でございますように、在留資格別の人数を見ますと、「永住者」が8万9,218人と、外国人県民全体の33%を占めております。また、「定住者」、「特別永住者」及び「日本人の配偶者」といった、就労に制限のない、いわゆる「身分に基づく在留資格」が全体の6割を占めております。本県の外国人労働者の約5割が、製造業や建設業で就労している現状から、外国人県民が製造業などの現場で、就労を目的として、長期にわたって滞在している状況が分かります。

次に、「3 日本語指導が必要な外国人児童生徒」についてですが、その数は、第2位の神奈川県に比べて2倍強となる9,100人と、全国最多となっております。こうした児童生徒への日本語指導が大きな課題となっております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、資料の2ページをご覧ください。この資料は、先ごろ発表させていただきました、愛知県の多文化共生に係る令和2年度の予算・取組を取りまとめたものです。「日本語学習・日本語教育の充実」、「生活環境の整備」、「労働環境の整備」に関して、県全体で当初予算額40億余円を計上しております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。こちらは、資料2ページから、愛知県多文化共生推進室が取り組む事業を取り出したものでございます。当初予算額2億余円を計上しております。

始めに、左の「外国人県民日本語教育推進事業費」の枠の一番上、「あいち地域日本語教育推進センターの設置」であります。本県における日本語教育の総合的な体制づくりのため、県民文化局内に新たに「あいち地域日本語教育推進センター」を設置して、関係機関と連携しながら、本県の地域日本語教育を、総合的・体系的に推進してまいります。具体的には、その下にありまして、このセンターに、地域日本語教育の専門的な知識や経験を持ち、愛知県の地域日本語教育の司令塔的な役割を担う総括コーディネーターを1名配置して、県や地域の日本語教室等に対する指導・助言を行っていただくとともに、「子育てサロン」や「多文化共生日本語スピーチコンテスト」、「地域における初期日本語教室」など、地域日本語教育事業に、引き続き、取り組んでまいります。

次に、「愛知県地域日本語教育推進補助金」であります。日本語教育の総合的な体制づくりのために、来年度新たに補助制度を創設しまして、日本語教育関連事業を実施する市町村等を支援してまいります。

4ページをご覧ください。ただいまご説明した「あいち地域日本語教育推進センター」のイメージ図でございます。センター内における総括コーディネーターと、今申し上げました各種取組との関係等について示したものでございますので、後ほど参考にご覧いただけたらと存じます。

それでは、3ページにお戻りください。左側「外国人県民日本語教育推進事業」の一番下、「NPO等が実施する日本語教室への補助」でございます。外国人児童生徒の公立学校等への就学を促進するため、市町村域を越えて日本語教室に通う生徒の送迎等に係る費用を引き続き補助してまいります。

次に、右の「多文化共生づくり推進費」の枠の中の「外国人県民の高齢化に伴う課題の調査及び理解促進」についてでございますが、来年度新たに、県内外国人の高齢化に伴う諸課題について、実態調査を実施するとともに、外国人県民の介護制度等に関する理解を促進する際に、ケアマネージャーなどの支援者が活用できるリーフレットを作成することとしております。

次にその下、「あいち多文化共生推進プラン2022の推進」は、愛知県の多文化共生社会づくりの基本方針であります「あいち多文化共生プラン2022」を着実に推進するため、学識経験者による推進会議でプランの進捗状況の評価を受けるとともに、プランに掲げた取組を引き続き実施してまいります。

また、その下の「多文化共生フォーラムあいちの開催」、平成20年に東海3県1市と地元経済団体と協力して策定した「外国人労働者に関する憲章の普及促進」や、大規模災害時に、翻訳や通訳派遣などの言語面での支援を行うために設置する「愛知県災害多言語支援センターの運用」、また医療通訳の派遣や電話通訳等サービスの運用、医療通訳者の養成を行う、「あいち医療通訳シス

テム運営費の負担」などに、引き続き取り組んでまいります。

次に、「外国人県民早期適応推進事業費」であります。今年度、新たに来日した外国人材の受入れ企業等が、外国人材に日本の習慣やマナーなどを教える「早期適応研修」のカリキュラムや、研修で使用する教材及び指導書を作成しましたが、来年度、それらを活用して、複数の企業においてモデル事業として実施していただき、新たに開設するポータルサイトにより、紹介・発信してまいります。

最後に、その下の「愛知県国際交流協会運営費補助金」であります。県から補助金を交付しまして、公益財団法人愛知県国際交流協会において、引き続き、本県の外国人相談窓口である「あいち多文化共生センター」の運営等を行ってまいります。私からの説明は、以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(4)の「構成団体からの情報提供等」に入りたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、名簿の順に、構成団体の皆様から、本協議会の主な協議内容であります、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実の観点から、各団体の取組や協議会に期待することなどについて、ご発言をいただきたいと存じます。

それでは、愛知労働局様からお願いしたいと思います。恐縮ですが、お一人あたり3分程度でよろしく申し上げます。

(愛知労働局職業安定部職業対策課 大嶋課長)

愛知労働局職業安定部職業対策課長の大嶋でございます。私からは、外国人の雇用状況についてご説明を申し上げます。

資料4をご覧くださいと思います。先般、1月31日にプレス発表した資料でございます。冒頭のタイトルにありますとおり、雇用事業所数・外国人労働者数ともに届出義務化以降、これは平成20年を指しますが、過去最高値を更新しました。下にグラフがございます。青い折れ線グラフが事業所の推移の折れ線グラフで、左側が目盛になります。黄色い棒グラフが、雇用されている外国人の数で、右側の目盛になります。10年ちょっと前、平成20年の頃と比べると、令和元年までの間に、6万いた労働者数は17万5千ほど、6千ほどあった事業所が1万9,387ということで、いずれも3倍程度増加している状況でございます。

次の2ページをご覧ください。左上のところに、外国人労働者の出身国で多い順に並べた数字です。1位がブラジル、次にベトナム、中国、フィリピンといっ

た具合に並んでおりますが、この上位4か国で、先ほど申し上げた17万5千以上いる外国人のうちの13万5千ということで、この4か国で全体の77%を占めている状況でございます。その下の丸のところにありますように、在留資格で見た場合、永住者・定住者の身分に基づく在留資格が8万3,264人で全体の約半数の47.5%を占めておりました。技能実習については4万3,210人で労働者の中の約4分の1を占めている状況でございます。下の円グラフの右下をご覧くださいますと、技能実習における国籍別の割合ということで、ベトナムが約半数を占めており、その次に中国といったような状況でございます。

次に3ページをご覧ください。一番上のところに、地域別の外国人を雇用している事業所の状況を記載してございます。名古屋地域が8,097事業所で全体に占める割合としては41.8%、一番名古屋が多い状況でございます。その次の丸、外国人の労働者数を地域別に見た場合でも、名古屋地域が5万9,732人で全体の34%を占めるということで、名古屋地域が一番多い状況でございます。そのページの一番下の円グラフをご覧くださいますと、外国人労働者が勤められている業種を産業ごとに見た場合ですが、やはり圧倒的に製造業に雇用されている労働者が多いということで45.4%の方が製造業の業種で雇用されている状況でございます。私からは以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。次に東海農政局様お願いします。

(東海農政局経営・事業支援部経営支援課 近藤課長)

東海農政局の近藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。農林水産省としての外国人受入れに対する取組について説明したいと思います。

お手元の資料5になります。農林水産省においては、新たな外国人在留資格「特定技能」の制度の円滑な運用に向けて、令和2年度においては、「外国人材受入総合支援事業」を予算要望し、概算決定されたところでございます。本事業の内容については、民間団体に助成する形で、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野別の技能試験の作成・更新、国内外での試験の実施が柱になっており、これは令和元年度からの継続実施となっております。また、新たに優良事例の収集・周知、それから飲食料品製造業、外食業等については、相談窓口の設置を行うことを事業内容としてございます。特に技能試験については、令和元年度からそれぞれの分野別に実施しております。飲食料品製造業については国内外で688名が、これは2月公表のデータですが、合格してございます。それから外食業で3,118名の方が国内外で合格されております。農業については、国内では今後実施の予定となっておりますが、国外では既に

実施しており、これまでに 133 名合格をしております。今後、この対象国を、条件整備が整い次第順次拡大していく予定にしております。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部経済産業局様お願いします。

(中部経済産業局地域経済部地域人材政策室 後藤室長補佐)

中部経済産業局の後藤と申します。本日は地域人材政策室の青山が所用により参加できませんので、申し訳ございません。私が代わって説明させていただきたいと思います。

お手元の資料でございますが、資料の 6 に沿って簡単にご紹介、ご報告をさせていただきたいと存じます。大きく分けまして、高度外国人材活用関連施策と「特定技能」の 2 つに分けてご報告をさせていただきたいと存じます。

まずはじめに、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」についてご説明申し上げます。昨年 4 月に新たに開設した本プラットフォームは、経済産業省が JETRO への交付金事業で実施をしているものとなります。JETRO が、海外展開にあたり高度外国人材を活用したいがどうしたらよいか分からないという企業向けに、ポータルサイトでの情報提供・問合せへのワンストップ対応、ジョブフェア・セミナーの機会・情報の提供、専門家による伴走型支援を行うものとなります。当地域の相談窓口は JETRO 名古屋となります。今年度の相談の実績でございますが、12 月末時点で、中部地域で 125 件、全国で 600 件の相談対応を行っております。また伴走支援については、これまでに、中部地域内で 32 件、全国で 209 件の伴走支援を行っております。中部地域は、富山、石川、岐阜、愛知、三重、静岡、福井の 7 県の実績でございます。来年度も当制度を継続して地域の企業様向けに、ご支援を行う予定をしております。

続きまして、「外国人企業活動促進事業」について、ご承知のとおり外国人起業家の呼び込みに向けて、最長 1 年間の入国・在留を認める制度を、法務省とともに開始をしております。昨年 3 月に愛知県の管理・支援プログラムを経済産業大臣認定させていただいております。

続きまして、採用プロセス・採用後の待遇の多様化に向けたベストプラクティスの構築、横展開についてですが、先ほどご案内のありました総合的対応策等に関連して、現在、産学官連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、留学生の採用及び採用後の活躍に向けた検討を、経済産業省と文科省、厚労省が事務局となり行っております。今年度中に、チェックリストとベストプラクティス集を取りまとめ、全国に周知・展開させていただく予定にしております。

大きく括りまして 2 点目になります「特定技能」に関する当省の動きについて

ご報告させていただきます。資料中に令和2年度の予算要求に関する資料を添付させていただいておりますが、ここに記載のとおり、来年度においても外国人材の受入れ支援として、相談窓口の設置、セミナーの開催を予定しております。また、外国人材の技能水準確保としまして、製造3分野に係る試験の問題作成と実施を計画しております。

次に、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」についてご報告させていただきます。昨年3月に先行3業種の共通の協議会を設置して、これまでに3回開催しております。直近では、先週2月7日に開催しており、特定技能外国人の受入れ状況や1号試験の実施状況、特定技能外国人を受け入れた製造中小企業の声について情報提供を行ったところです。

続きまして、相談窓口についてご紹介させていただきます。「特定技能」に係る製造3業種、電話相談窓口と対面式相談窓口を中小企業向け、外国人材向けにそれぞれ設置をしております。連絡先等は資料に記載のとおりでございます。

最後になりますが、資料には掲載をしておりますが、今月2月27日には、中小企業向けに名古屋市内で、製造業における特定技能外国人材受入れセミナーを開催します。セミナーでは、特定技能外国人材受入れ企業による事例紹介や「特定技能」に関する実務の説明、質疑応答を予定させていただいております。こちらのセミナー、多数のご応募をいただいております。先日、セミナーの受付については締め切らせていただいたところでございます。以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部地方整備局様お願いします。

(中部地方整備局建政部建設産業課 濱田課長)

中部地方整備局の濱田と申します。

資料7建設分野における外国人材の受入れについてです。めくっていただいて1ページ目ですが、特定技能外国人の受入れについては、建設分野については業種横断の基準に加え、国土交通大臣が定める特定技能所属機関の基準を別途設定しているという形をとっております。受入れをしようとする受入れ企業さんは受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受ける必要があるというスキームになっており、今現在は、国土交通本省、霞ヶ関で3月一杯までは審査・認定を行っておりますが、4月以降は我々整備局でこの業務を行うことになっております。4月以降、我々中部地方整備局で特定技能外国人材の受入れについては審査・認定を行っていくこととなります。実際に認定している件数でございますが、ちょっと古くて、昨年12月末現在ですが、下の囲みの中にありますが、全国で132件308人、中部4県、岐阜、静岡、愛知、三重で20件49人

と、建設分野にしては人が少なくみえます。実際始まって、業界団体による海外での試験ということで、そういった体制が整っていないこともあり、認定件数としてはまだ非常に少ない状況になっております。

続きまして2ページ目です。ガイドラインの改訂ということで、実際運用してみると、やはり一部問題が生じたということで、一部ガイドラインを改訂しました。主な変更点は、特定技能外国人が従事する業務について、やはり安全衛生教育が、建設現場は事故もありますので、そういった教育の際に母国語等を用いて説明するとか、あとはビデオとかの視覚教材も用いるなどして、その内容を確実に理解できる方法でやることを追記しております。やはり事故が起きますと受入れ企業の問題にもなりますので、そういったことはしっかりやって欲しいということで追記しております。それから受入計画の認定についても、ポツが5つほどありますが、例えば、ポツの3つ目で、特定の危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、健康上のリスクとその予防方策を説明し、理解・納得を得たうえで業務に従事していただくということを追記しております。

最後3ページ目です。受入れ基準の見直しということで、今回、「特定技能」の制度で、比較的重めに設定したことに合わせ、技能実習生それから「外国人建設就労者受入事業」、これはオリパラで認められている期間での建設業の就業者についても、「特定技能」と同様に許可を受けている必要があるといった基準の見直しを行うことにしております。私からは以上です。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、中部運輸局様お願いします。

(中部運輸局自動車技術安全部整備課 加藤課長)

中部運輸局自動車技術安全部整備課の加藤でございます。本来であれば小林が出席ということでありましたが、所用がございまして、私からご報告したいと思っております。

私からは、1枚ものでございますが、宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナーということで、その前に資料にはお付けはしておりませんが、宿泊業の技能測定試験の状況について、若干口頭でお知らせしたいと思っております。

令和元年度の宿泊業技能測定試験については、国内3回、ミャンマーで1回実施をされております。国内については、第1回4月14日、これは東京、名古屋、札幌、仙台、大阪、広島、福岡、この7か所で受験者数が391名、合格者が280名となっております。2回目が10月6日、国内8か所でございます。先ほどに加え那覇が含まれておりますが、受験者数が651名、合格者が353名。

3回目でございますが、1月19日、同じく国内8か所で行われ、受験者数が572名、合格者が412名となっております。それからミャンマーでは1回行われており、12月27日、ヤンゴンで開催されましたが、受験者数が238名、合格者が85名という状況になっております。宿泊業の技能測定試験については、在留資格特定技能1号を取得した外国人は、令和元年9月末現在で、中部ブロック内においては3名、全国では6名となっております。

続きまして、資料8の説明でございます。「宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナー」の関係でございます。このセミナーの日程を見ていただきますと、令和元年11月27日、名古屋市内においてセミナーを開催しました。裏面を見ていただきますと、内容でございますが、制度の説明、事例紹介の他、事業者と留学生のマッチングを実施しました。参加人数は約40名、そのうち外国人の留学生が4名でございます。第Ⅱ部交流会においては、事例紹介を行った事業者の方と外国人の留学生の間で、積極的な意見交換がなされたところでございます。簡単ではございますが、以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県商工会議所連合会様申し上げます。

(愛知県商工会議所連合会(名古屋商工会議所企画調整部) 田中企画調整・広報ユニット係長)

愛知県商工会議所連合会を代表し、名古屋商工会議所の田中と申します。日頃は、愛知県さん、愛知労働局さん、皆様には様々な面でご支援いただき、ありがとうございます。皆様、ご承知のとおり、商工会議所は地域の活性化であるとか、中小企業の支援を核とする事業者の団体であり、日頃から様々な事業を展開しております。私がおります名古屋商工会議所の話になってしまいますが、今日ご出席の皆様のように直接的ではありませんが、本協議会の目的に関係する事業として、中小企業の先進的な事例であったり、成功事例をご紹介して、外国人材に関する支援策を紹介しております。

今日は、その一部を資料として配付をさせていただきました。こういった事業は、そもそもですが、人材不足の解決であるとか、生産性の向上、ダイバーシティの推進と、そのような観点から開催している、シリーズ講演会の一部であり、今年の1月から順に12回開催をしております。その12回のうち、2回、3回は、外国人材に関するテーマで開催をすとなっております。今、すでにご案内をしておりますのは、5月27日は外国人留学生をテーマにしたものであるとか、8月5日は外国人技能実習生ということで、生の企業経営者の声を聞いていただこうということで企画をしております。

本県にいる外国人がその力を十分に発揮していただくためには、この協議会が取り組まれている労働環境の整備、生活環境の整備、外国人材、子どもの日本語学習が、大変重要なことと思っており、ワーキンググループを通じて、皆様に相談窓口の状況や取組について勉強をさせていただいており、大変ためになっております。

引き続き、そういったご指導と情報提供をいただき、事業者団体として企業への支援、また制度の普及啓発に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。いつもありがとうございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県商工会連合会様お願いします。

(愛知県商工会連合会広域経営支援センター 橋本課長)

愛知県商工会連合会の橋本と申します。よろしくお願いします。資料はございませんが、今年度、県内に57の商工会がありますが、現状という格好で説明をさせていただきます。

4月当時でございますが、それまで技能実習生制度の監理団体として、3商工会がやっておりましたが、新たに1か所、事業者さん側の人材不足の解消というニーズの高まりから、1商工会が新たに技能実習生制度の監理団体の届出を出させていただき、令和2年から実施するというところでございます。

また、特定技能の登録支援機関についても、新たに届出を出している状況でございます。現状でございますが、商工会の地区の事業者さんの中では、技能実習生を結構使ってみえます。ワーキンググループでも議題になりました、外国人労働者に関する憲章という格好で、県さんで今現在見直しをやってみえると思いますが、各事業者におかれては、特に日本語の言葉の壁がかなり高うございまして、たまたま今日の午前中に、製造業の小規模事業者でございますが、従業員20名くらいの事業所にお邪魔した時も、ベトナム人が3名みえました。その3名でございますが、色々、社長さんのお話をお聞きする中で、これまでは会社自体が日本語の試験、N2、N3という試験の受験料だけを面倒みていたということですが、やはり勉強されないということで、「合格したら受験料も出してあげる」、あるいは、「報奨金として若干賃金で上乗せしてあげるよ」ということをやったところ、結構独学で勉強をされるようになったということなので、徐々に言葉の壁を克服されているという状況を、今日お聞きしたところでございます。

これからは、外国人労働者に関する憲章の促進について、商工会連合会についても、県さんと一緒にPRを促進していく所存でございますので、よろしく

お願いします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県経営者協会様お願いします。

(愛知県経営者協会 岩原事務局長)

愛知県経営者協会の岩原と申します。私どもは人事労務関係を専門にやっている団体でございます。会員企業が850社ほどいます。

昨年の8月に外国人材の活躍と共生という緊急委員会を立ち上げ、会員企業の10社ぐらいの人事課長に集まっていたいただいて、今、外国人に関し企業の現場で何が起きているのか、どういう課題があるのか、どういうふうな対応を行うことが有効なのか、について調査研究をしまして、たぶん4月ぐらいになると思いますが、色々な情報が集まってまいりまして、また、この会議でご紹介をさせていただきたいと思っております。

外国人材を、高度人材と現場人材に分け、それぞれの企業の状況を分析しております。例えば、先ほど中部経済産業局さんからご紹介があった留学生ですが、すごく企業から期待をされております。ただ、中々分からないまま留学生に企業に入っていただくと、様々な問題が起きて、中々ミスマッチが多く長続きしない、その原因が何だとか、どうしたら良いかとかについて、今、研究しておりますので、また次回、この機会にその結果をご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県中小企業団体中央会様お願いします。

(愛知県中小企業団体中央会 太箸事務局次長兼労働企画部長兼組織支援部長)

愛知県中小企業団体中央会の太箸と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私ども中小企業団体中央会という組織は、事業協同組合さんを通じた地域企業の経営支援という形を業としております。事業協同組合様の中では、先程来お話がありましたように、外国人技能実習制度を取り組まれている組合さんも多数いらっしゃいまして、ちょっとざっくりとした数字なのですが、県下の約1,500の組合組織のうち、外国人技能実習生事業定款記載の組合が、約200存在していると把握をしております。

ここ最近の協同組合の設立の状況も、少しご紹介させていただきますが、私ども団体中央会を通じた設立の認可申請をお手伝いさせていただいた数字を

ご紹介させていただきますと、一昨年、平成 29 年度は年間で 20 の組合が設立をされております。昨年は 34 組合。令和元年度、先週末現在で、38 の組合の認可申請をお手伝いさせていただいております。ご紹介した数字、ほぼ 90% 以上が外国人技能実習生を目的とした組合さんですので、冒頭説明がありましたとおり、まだまだ県下の外国人技能実習生の全体の数は増えるのではないかと考えております。私ども中央会もこちらの会議の中で、連携でございますが、先ほどもご紹介いただきましたとおり、外国人技能実習生の方々の災害時の支援ということで、今回はセミナーを開催させていただいております。そちら、コンプライアンスセミナーの中では、愛知県庁様、愛知労働局様、出入国在留管理局様、または、外国人技能実習機構様にも、多方面でご協力いただいております。

また、外国人技能実習生の方が、犯罪に巻き込まれるというケースもあるやに聞いておりますので、愛知県警察本部のサイバー犯罪対策課の方々とも協力をしながら、そういったコンプライアンスセミナーの中で啓蒙普及を図っているところでございます。

「特定技能」の外国人材についても、少しご報告をさせていただきますが、県下の組合、私どもの中央会の会員の中で、特定技能外国人材事業、定款記載の組合が、まだ、40 少しですので、こちらでご説明いただいたように、まだまだ少し、ちょっと、協同組合さんも特定技能外国人材制度について、少し様子見なのかなという感覚を持っております。口頭のみ説明で申し訳ありませんが、以上でございます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、日本労働組合総連合会愛知県連合会様をお願いします。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会 中島副事務局長)

連合愛知の中島と申します。労働組合の団体でございます。私からは、報告よりも要望ということで、お伝えさせていただければと思っております。冒頭ご説明された、データを見ておりましたが、愛知県は労働者としての外国人が非常に多いというお話があったと思っております。やはり、相談したくても、相談出来る場所が無いと困っておられる労働者の方がまだまだおられると思っております。ワーキンググループの中で、相談窓口のPRを積極的にお願いさせていただき、これも一覧表を作っていたり、チラシを作っていたりということで、大変感謝をしております。今後、協議会、またワーキンググループを継続していただければ、その中でそれぞれ皆様の中に入ってき

た様々な相談を共有させていただき、それぞれ、またどのような対応をしたのかということをお互いに持ち帰って対応するという取組を、この協議会の中でさせていただきたいと思っておりますし、また、引き続き、行政、企業、地域、様々なところに誰でも外国人の方が相談できるような窓口を沢山作っていただきたいと思っております。とりわけ、今、外国人の方の相談のワンストップセンターとして、多文化共生センターさんがあると伺っていますが、是非とも愛知県として窓口を、積極的にHP等を使ったり、色んなチラシを使ったり、色々なところで見た外国人の方が、相談いただけると思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、日本語教育に関して、今日実は午前中に、知立東小学校の7割の生徒さんが、外国人で、とりわけブラジルの方が多いということで、視察に行かせていただき、先生と色々お話をさせていただきました。先生たちが一生懸命子どもたちに教育を行っているところを拝見しましたが、やはり学校だけで、日本語を教えるということでは、非常に限界があると伺ひまして、家に帰ってから地域で学習が続けられるような日本語教育の場所を作っていたりとか、企業、中小企業も含めてですが、企業などでも外国人の従業員の方に、日本語ができない方には、しっかり教育をしていただくような、機会をそれぞれの団体の方から、働きかけてやっていただけるような仕組みが出来れば、もっと全体で日本語を話せる方々の底上げが出来ることになると思ひますので、引き続きご理解とご対応をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございます。続きまして、名古屋市様お願ひします。

(名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課 山田主幹)

名古屋市役所の国際交流課多文化共生担当の山田と申します。どうぞよろしくお願ひします。私からは本市の在留外国人の方の状況と名古屋市におけます多文化共生の取組、そして今後注力していきたい部分についてお話をさせていただきたいと思ひます。本市における外国人の方の状況ですが、令和元年の12月末現在8万8,114名と外国人住民数が把握されております。平成30年12月末現在の時は、8万3千名ほどでしたので、この1年間で5千人ほどの増加が続いていることになっており、名古屋市の人口に対する外国人の方の比率でいきますと、3.6%だったものが、現在は3.78%ということで、増えている状況になっております。

こういった方々に向けて、名古屋市の方々と共存していただくために、名古

屋市では、「第二次名古屋市多文化共生推進プラン」を策定しており、こちらの計画期間が、平成29年度から令和3年度に亘るものですが、このプランに基づき進めている3つの取組がございまして、生活基盤づくり、誰もが参画する地域づくり、多様性を生かす社会づくり、この3本柱をもとに色々な事業を組み合わせて進めているところでございます。具体的には、主なものとして、中村区にございます、名古屋国際センターにおいて、多言語で各種相談等を承っており、ベトナム語、ネパール語を始め、8言語において対応しております。また、市内に転入される外国人の方においては、区役所・支所で転入手続きをされますので、その際にはゴミの分別や防災、それから生活マナー等必要な情報を多言語化して資料にしまして、セットにした「転入ウェルカムキット」を転入者にお渡しして、名古屋での生活をスムーズにさせていただけるように、心がけているところでございます。また、区役所・支所で色々な手続きをされるとお思いますので、その際に多言語で対応できますように、名古屋国際センターの多言語スタッフと区役所・支所と繋ぐような形で、テレビ電話通訳システムを導入して、こちらも活用しているところでございます。

先ほど、名古屋市においては、8万8千名という数字をお伝えしましたが、国籍別では150の国と地域になっております。多言語化は大切なこととしてもちろん進めていますが、どうしても150の国と地域ということになりますと、多言語化だけでは対応できませんので、やはり何が一番大切かと言いますと、日本語学習の支援になるのではと考えております。私どもが今一番力を入れておりますのが、地域日本語教育体制づくりでございます。今年度、文化庁の補助金を使い、実態調査と名古屋市における今後の日本語教育の推進をしていくための考え方をまとめようと作業を進めており、色々な方々のお力をいただきながら、現在進めているところでございます。名古屋市の現状でいきますと、ボランティア様による日本語教室が主力になっております。そういったボランティア様やNPO様のご理解ご協力をいただきながら、ただ、それだけではとても足りないので、新たな学習の場作りが必要になります。それをつくっていくためには、地域の方々はもちろんですし、国、県様のご支援、今日ご参集の色々な団体様のご協力を頂戴しないとなかなか進んでまいりませんので、ぜひ今後も名古屋市の地域の地本語教育の体制づくりにご協力いただけると大変ありがたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県市長会様申し上げます。

(愛知県市長会 (豊橋市市民協創部多文化共生・国際課) 小清水課長)

愛知県市長会の構成市であります、豊橋市役所の多文化共生・国際課長の小清水と申します。よろしくお願ひします。本日は、資料 10 にありますように、豊橋市で行われた税務相談会の様子の資料をご用意させていただきました。豊橋市においても、「豊橋市多文化共生推進計画」では本当に様々な施策を行っておりますが、本日は税務相談会の様子を皆さんにご覧いただきたく思っております。

2月2日、9日と2週に亘って日曜日に税務相談会を開催しました。両日も10時から18時まで豊橋市役所で国際交流協会がメインとなってやっております。様々な外国人の方がおみえになりますが、大勢の外国人の方が確定申告に対して、本当に困っていらっしゃる状況が分かります。150人が1日でおみえになりますので、この部屋がごった返しているような状況です。今後は、こういったこれまでの取組を引き続きやっていくことはもちろんですが、できれば、法務省の補助金を使わせていただいて開設した、多言語のワンストップ相談窓口をうまく活用していくことを模索して、こういった税務相談会に限らず、市役所の各部局で外国人の市民の方との関わりを持つ業務を、ぜひこのワンストップの窓口でできないか、ということを考えています。また、わざわざ日にちを設けてここで外国人の方を集めるのは、同じ豊橋市に暮らす日本人と外国人がどうも差別化されているような状況にあると思います。これからの時代は、日本人が確定申告を受けるようなコーナーで同じように、日にちや時間の制限なく外国人も受付ができるといいのではないかと、若しくは外国人に特化したワンストップ窓口で、税務署さんとか色々な関係機関と一緒に、窓口を開設して、外国人の方の利便性を図れないか、どんな方法が最善なのかを模索しながら様々なことを考えていきたいと思っております。先ほど、色々な相談窓口の一元化のパンフレットも見せていただいてご提供いただいておりますが、ワンストップセンターから連絡すると、やはり「通訳がないから今は来てはダメだよ」とか、「今はできない」ということが多々あると聞いております。ぜひ、通訳の方の確保も含めて体制の強化を皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

それからもう1つ、豊橋市から報道にリリースした情報を話題提供させていただきます。「自治体の活動に役立つ、外国人住民との地域づくりヒントブック」を今日発表させていただきました。豊橋市に1万9千人の外国人の方が住んでいますが、集住地区でこれまで10年に亘って行ってきた数々の課題への取組をまとめて、さらにこういった課題を克服するために他の自治会でも役立てられないかということヒント集にして公表しました。一言の会話集やお互い伝え合うという理念をどんどん広げて、日本人と外国人の垣根が無くなるような施策に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひし

ます。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県国際交流協会様お願いします。

(愛知県国際交流協会交流共生課 小山課長)

愛知県国際交流協会交流共生課長の小山と申します。よろしく申し上げます。

私からは、先ほどからお話に出ておりました、ワンストップセンターである「あいち多文化共生センター」を中心にご説明させていただきたいと思います。このセンターは、愛知県からの補助金、出入国在留管理庁さんからのご支援をいただき、充実に努めてまいりました。前回は報告させていただきましたが、それから少し充実も進みましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。特に対応言語でございますが、資料 11 にも書いてございますが、ポルトガル語、スペイン語など合計 12 言語でございます。これは、翻訳・通訳会社への委託分も含めてでございますが、12 言語と多言語に亘る対応ができるようになりました。相談時間等については書いてあるとおりでございますが、充実させていただくことができました。

資料を 2 枚めくっていただきますと、相談状況の一覧表がございます。この表の合計欄を見ていただきますと、1,435 件でございます。これはこの 4 月から 12 月までをまとめたものですが、平成 30 年度 1 年分の数字が約 1,100 件でございますので、9 か月で前年を遙かに超える数字になってございます。昨今の様々な報道もございまして、私どもへの認識を深めていただいております。

その他、私どもでは、外国人のための無料弁護士相談ですとか、またチラシもございまして、新たに外国人向けの専門相談を始めております。これには出入国在留管理局様、愛知労働局様、愛知県の消費生活担当部署にご協力いただきまして、それぞれの部署で専門に担当されている方に来ていただき、専門相談に応じるということを始めまして、こういった新しい事業を充実させていただきましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

それで私どもは愛知県ということで、私どもだけで相談を受けるのではなくて、資料をおめくりいただきまして、「外国人相談のための改正入管法の基礎知識」、これは外国人相談に当たられる方の研修会で、出入国在留管理局様から担当されている方に来ていただき、改正入管法のご説明をしていただきます。これは大変多くの方からの応募があり、定員 90 名と書いてありますが、100 人を超える方から応募があり、残念ながら入りきらないということでお断りをしまして、このチラシには第 2 回とありますが、本来は 1 回でやめようと考えて

おりましたが、あまりに多かったものですから、第2回を2月27日に開催することにしております。こちらも定員に近い人数の方にご参加いただき、本当に皆様方の関心の高さというものを思います。

次のページからですが、やさしい日本語ですとか、初めて習う日本語の教え方ですとか、日本語ボランティアのためのスキルアップ講座とかコーディネーター養成講座とか、私どもも日本語講座を開催しておりますが、実際に教えていただくボランティアの方を、人材育成と言うと口幅ったいですが、お役に立てるように色々な講座を開催しております。こちらも定員を超えるお申込みをいただいたものがいくつもあります。大変関心が高いということを感じております。多文化共生センターと日本語教育の話だけですが、ご説明させていただきました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、東海日本語ネットワーク様お願いします。

(東海日本語ネットワーク 米勢副代表)

東海日本語ネットワークの米勢と申します。よろしく申し上げます。

東海日本語ネットワークは、昨年度は日本語教室の学習者を対象にアンケート調査を行いました。そして今年度は、日本語教室に行っていない外国人を対象に聞き取り調査を行いました。そういったことをやろうという背景には、色んな日本語教室がもう外国人がどんどん増えているのに、教室が増えているわけではない、そして技能実習生の人たちがたくさん来るようになって、かつて学んでいた日系のブラジルの人たちがほとんど来なくなってしまった、それでも教室には余裕がなくて新しい学習者の受入れを断っている状況があちこちで聞かれるようになったわけです。そんなに広域の調査はできないので、自分たちでできる範囲だと名古屋市内でやりました。もちろん、感覚的に分かっていたことを検証したに過ぎないのですが、圧倒的に教室数が足りない、場所も非常に偏っている、開催日時を選択できない、市内の中心部ではそこそこ選択肢があるのですが、例えば港区だったら、夜の教室しかなくて、昼の教室に行きたい人は学べないとか、そういったことが見えてきたわけです。そういう中で、先ほど厚労省のデータにもありましたが、圧倒的に労働者の人たちが多いわけです。特に愛知県においては日系の人たちが。1つのポイントは場所がないことなので、企業と連携して企業内の多文化共生化のような発想で、地域の日本語教室は自治体がやるにしても、場所を企業内というのが、私たちの提案の1つで、報告書が今年度中には出せると思いますが、いくつか

提言をしたいと思っています。

もう1つは、ボランティアが高齢化して、若い人たちにとってかつての高度成長期で子育ての手が離れたらボランティアという時代ではなくなってきたことです。ボランティアがいないことに加えて、日本語教育の専門家でなかったら解決できない状況も出てきました。これは当然予算が関わってくるので、国の決断などもあるかと思いますが、企業の中にはお金を払ってでも日本語教育をきちっとやりたいという動きがかなり出てきていると聞いています。

それから、先ほど技能実習生の日本語力に関してお話がありましたが、実は技能実習は日本語教育が義務付けられています、質は全く基準がないというか、日本語学校などはきちんとしたかなりの基準がありますが、技能実習は誰がどう教えてもいいという感じで、聞いたところによると、300人くらいの教室で先生が前にいるけれど顔も見えない、それでもやりましたという、時間の辻褄合わせのようなことも行われていると聞いております。これはやはり制度的なことを正していかないと、少なくとも200時間の日本語教育をやったら、何とかコミュニケーションを取れるというレベル、日本語教育、習得は個人差が大きいですが、やはり教育水準の担保はやっていただくような、圧力というか、そういうのは必要で、それほど難しいことではなかろうと思っていますので、これは厚労省の管轄だと思いますが、ぜひとも質の担保をしていただきたいと思いました。

愛知県の資料の中に、日本語指導が必要な児童生徒数が出ていて、愛知県は断トツで、2位の神奈川県の倍もいます。これは第1回推進協議会で私もお示しして、子どもが愛知県で日本語指導が必要だということは、間違いなく親たちも断トツに多いはずだ、これは一般的に、外国人数は東京が1番で愛知が2番ですという感覚で捉えてはいけなくて、少なくとも、ニューカマーでもどういう人たちかを考えると、愛知県はおそらく日本語教育に関して言えば、一番課題の大きい県だということは間違いなく思いますし、東海地域全体がそういう課題を抱えていようかと思えます。親を支援することは子どもを支援することにつながりますので、そういう意味でも特に家族のケアが重要なのですが、どうしても忘れ去られているような気がして、これは10年後、20年後の将来を考えるとなんとしてもしっかりと手当をして、社会貢献する人たちになっていただくか、逆に負担になる人たちを、社会を生み出すことになるか、境目ではなかろうかと思えます。子どもの教育に戻りますが、日本語指導が必要な子どもたちが非常に多い、小中学校にとっても多いです。これは特別な教育課程をしっかりと愛知県の学校ではやっていただいていることに他なりません。単に人数がいるということではなくて、それをきちんとケアしているからこそ、こ

ういう数字が出てくると認識しています。

ところが、高等学校の日本語指導が必要な生徒は非常に少ないのです。愛知県は東京都よりも神奈川県よりもとっても少ない。これはせつかく日本語指導が必要な児童生徒を手厚く頑張って育ててきた子どもたちが、高校に行けないとか、特別な支援を受けられないとか、そういった状況をつくっていることに他ならないということです。なんとか中学校までの学びが評価されるような入試制度の見直しを、ぜひご検討いただきたいと思います。

もう1つ、先ほど集住地域では、外国人の子どもが7割、8割という学校が出てきていて、学校だけではできないというお話がありましたが、このことがどういう事かということ、教室に20人子どもがいて、15人がブラジル人の学校があるとします。そうすると先生が日本語、日本人の子どもも日本語、そういう中で何とか授業時間は日本語使用が保てても、休憩時間は、そこではポルトガル語が当然飛び交います。名古屋市内では分団と言って、家から学校まで集団で行きますが、そういうところに飛び交うのもポルトガル語です。日本人の子どもが段々ポルトガル語を覚えて話せるようになっていくという状況が生まれます。そういうときに諸外国ではどういうことをしているかと言うと、学区を分断して、日本人の子どもが多いところに散らせると言いますか、なるべく日本語と接触するようなことをやるわけです。今、外国人の子どもは義務教育化されていないので、なかなかそういうわけにはいきませんが、それぐらい深刻です。学校だけではできないから地域でとか、ということでは決してない、制度的な問題だと認識しています。

もちろん地域で支援することは大事ですが、家庭内の子どもの教育は、これはしっかりとお伝えしたいことですが、家庭内では子どもにとっては母語を大切に、決して母語を忘れない、取り上げないことが大切だということが、専門家たちのずっと長いこと言い続けてきたことです。だから、もし、保育園の先生、学校の先生が、「お家でも日本語使ってね」、というようなことがあっても、「お母さんそれは決してしてはいけませんよ、お家の中ではお母さんが一番できる言葉を使ってくださいね」、ということをお願いしてきたので、こういったことはやはり多くの関係者が認識して、関わっていかないといけないことではないかと思います。失礼しました。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 野村局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(5)の「その他」でございますが、事務局で準備しているものは特にございませぬ。最後に構成団体の皆様の中でご発言したい方がいらっしゃればご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは本日は皆様から、たくさんのご意見や情報提供等をいただきまして、誠にありがとうございました。来年度以降、特定技能外国人の受入れが本格化することが見込まれ、多くの外国人の方が本県で居住・就労することになると考えられます。こういったことから、様々な課題があると思っておりますし、それに対してしっかり対応していくことが必要であると思っております。地域全体で、こういうふうに関わり、意見を交換することで、しっかり対応をしていければと思っております。この会議を有意義な会議にしていきたいと思っております。来年度も、適宜各ワーキンググループを開催しまして、外国人の適正受入れや多文化共生社会づくりについて検討を深めてまいりたいと存じますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了します。どうもありがとうございました。